

令和7年度国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費（戦略的国際標準化加速事業：産業基盤分野に係る国際標準開発活動）に係る入札可能性調査実施要領

令和7年1月20日  
経済産業省  
イノベーション・環境局  
国際標準課

経済産業省では、令和7年度国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費（戦略的国際標準化加速事業：産業基盤分野に係る国際標準開発活動）事業の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

本事業では、先端技術や新たなサービス等に関するルールの整備に標準が必要となる分野、モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野等のうち、産業の基盤となる分野について、関連技術情報や実証データの収集、国際標準原案の開発・提案、国際標準の普及を見据えた試験・認証基盤の構築、JISの開発等を実施するとともに、国際標準化戦略に関する調査研究等を行います。

(2) 事業の具体的内容

令和7年度は、国際標準開発活動（※）の委託事業として、国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費（戦略的国際標準化加速事業：産業基盤分野に係る国際標準開発活動）について、実施者を公募します。

（※）国際標準開発活動には、ISO・IECと協調・リエゾン関係にある国際機関、地域機関、フォーラム等の組織を通じたISO・IECの国際標準

開発活動を含むものとする。なお、ISO・IEC と協調・リエゾン関係にある組織としては、例えば、OIML（国際法定計量機関）、UNECE（国連欧州経済委員会）、CIGRE（国際大電力システム会議）、IEEE（米国電気電子学会）、CIE（国際照明委員会）、VAMAS（新材料及び標準に関するベルサイユプロジェクト）、GEN（欧州標準化委員会）、CENELEC（欧州電気標準課委員会）等がある。

**●戦略的国際標準化加速事業：産業基盤分野に係る国際標準開発活動**  
**事業期間：3年間**

本事業では、先端技術や新たなサービス等に関するルールの整備に標準が必要となる分野、モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野等のうち、産業の基盤となる分野について、国際標準提案と国際審議対応を担う組織を適切に評価・編成の上、総合的かつ効率的に行う。また、関連技術情報や実証データの収集、国際標準原案の開発・提案、国際標準の普及を見据えた試験・認証基盤の構築、JISの開発等を実施するとともに、国際標準化戦略に関する調査研究等を行う。なお、令和7年度の標準開発テーマは未定だが、過去のテーマ数は年60件程度。

**(3) 事業期間**

契約締結日から令和8年3月31日まで（予定）

**(4) 事業実施条件**

次の要件を満たす企業・団体等とします。

① 本事業に関する委託契約を経済産業省との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。なお、以下の i ～ iv を全て満たすと認められる場合には、国外企業等（国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関をいう。以下同じ。）との連携により実施することができるものとする。

i. プロジェクトの円滑かつ効率的な遂行において、当該国外企業等の参加が不可欠又は合理的であり、その参加により日本の経済活性化に貢献が期待できること。

ii. 意図しない技術漏洩・流出を起こさないように、適切な技術管理・知的財産管理の体制整備等がなされていること。

iii. 法令を遵守すること。

iv. 予算執行上の手続きに円滑に応じられること。

② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

④ 複数の者で共同提案するときは、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者（統括機関）を定めること。

⑤ 規格案の作成に際しては、特定企業の利益のみならず、我が国産業界の意見を集約すること。

⑥ 事業目的を着実に達成するため、国からの委託事業終了後も規格の制定又は改正等の段階までフォローアップできること。

⑦ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

⑧ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

⑨ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

⑩ 産業の基盤となる標準化をはじめとした、特定の業界団体では対応が困難な国際標準開発及びJIS開発（新市場創造型標準化制度を含む）に関して、中立的な立場で国内の関係業界・利害関係者を糾合・意見調整が可能で、また、国際標準開発については、国外の標準化機関との合意形成を行う調整能力を有すること、JIS開発については、JIS開発・制定に必要な、事前調査、様式調整、5年見直し調査、法令への引用状況調査、問合せ内容調査（JIS横断的推進活動）が可能な人員を15人以上有していること。

⑪ 自ら規格の原案作成団体を担い、規格開発を15件以上行った実績を有していること。

⑫ 規格開発の経験年数が3年以上ある者を10人以上有していること。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

## 2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和7年1月27日（月）12時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和7年1月29日（水）11時00分

## 3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

#### 4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者には断りなく省外に配布することはありません。
- ・ 提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・ 契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

- ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

##### 【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・ 再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・ 報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）等

- ②総額に対する再委託の割合が 50 %を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託

費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型Ⅰに該当するものであり、履行体制の適切性についてはそれらを踏まえて判断します。

#### <事業類型>

Ⅰ. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)

Ⅱ. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)

Ⅲ. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）、④報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。
- ・ 委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公

開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

- ・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めています。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をしてください。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 イノベーション・環境局 国際標準課 本田・佐藤宛て

TEL 03-3501-9277

E-mail [bzl-s-kijun-ISO@meti.go.jp](mailto:bzl-s-kijun-ISO@meti.go.jp)

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

令和7年2月19日（水）17:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（企画競争）を実施することがあります。

(別 添 1)

(様 式)

年 月 日

入札可能性調査 登録用紙

事業者名

住 所 : \_\_\_\_\_

商号又は名称 : \_\_\_\_\_

代 表 者 氏 名 : \_\_\_\_\_

連絡先

T E L :

F A X :

E-mail :

担当者名 :

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、  
登録致します。

(別添 2)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

|               |   | 氏名 | 個人住所 | 生年月日 | 所属部署 | 役職 | パスポート<br>番号及び国<br>籍 (※ 4) |
|---------------|---|----|------|------|------|----|---------------------------|
| 情報管理責任者 (※ 1) | A |    |      |      |      |    |                           |
| 情報取扱管理者 (※ 2) | B |    |      |      |      |    |                           |
|               | C |    |      |      |      |    |                           |
| 業務従事者 (※ 3)   | D |    |      |      |      |    |                           |
|               | E |    |      |      |      |    |                           |
| 再委託先          | F |    |      |      |      |    |                           |

(※ 1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※ 2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

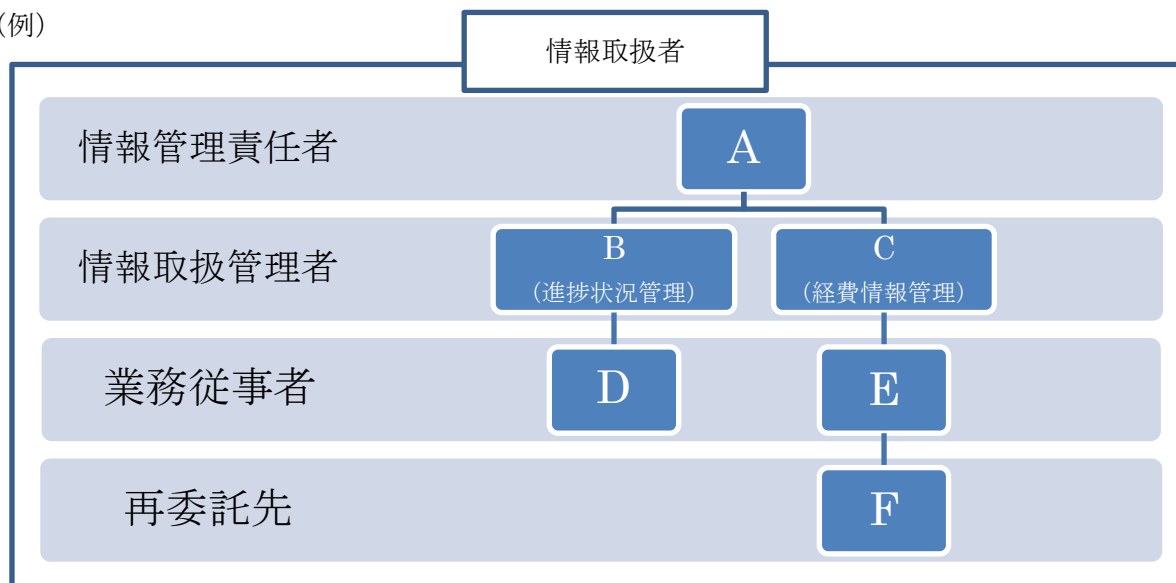
(※ 3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※ 4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※ 5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。